

平成27年度(10月30日以降適用) 土木積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 対照表

| 頁 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|---|---|
| <p>第I編 総則 第4章 随意契約… 1-4-①-2</p> | <p>2 共通仮設費の調整計算について</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <p>1) 運搬費 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>3) 安全費 実態に合わせ調整する。</p> <p>4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。</p> <p>5) 営繕費 実態に合わせ調整する。</p> <p>6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>(2) 率計算部分</p> <p>イ) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ $\beta 1$：現工事の補正係数</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$ C：当該追加工事の共通仮設費対象額 $\beta 2$：当該追加工事の補正係数</p> <p>(ハ) 現工事及び追加工事に補正がある場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-2</p> | <p>2 共通仮設費の調整計算について</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <p>1) 運搬費 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>3) 安全費 実態に合わせ調整する。</p> <p>4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。</p> <p>5) 営繕費 実態に合わせ調整する。</p> <p>6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>(2) 率計算部分</p> <p>イ) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に相当するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。 $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合 補正計算が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ $\beta 1$：現工事の補正値</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合 補正計算が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$ C：当該追加工事の共通仮設費対象額 $\beta 2$：当該追加工事の補正値</p> <p>(ハ) 現工事及び追加工事に補正がある場合 補正計算が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$</p> <p>(二) 補正計算が乗算の場合 (イ)～(ハ)で利用している$\beta 1$及び$\beta 2$に、補正係数乗算前後の差分を代入するものとする。 例) $\beta 1 = \text{共通仮設費率} \times \text{補正係数} - \text{共通仮設費率}$ ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月訂正 I-4-①-2</p> |

追加 →

平成27年度(10月30日以降適用) 土木積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 対照表

| 頁 | 訂正前 | 訂正後 |
|--------------------------------------|--|---|
| 第I編 総則 第4章 随意契約… 1-4-①-4 | <p>3 現場管理費の調整計算の方法</p> <p>(1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。</p> <p>(3) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事、当該追加工事とも補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 β1：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 β2：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \beta 1) + C \times \gamma 2 - B \times \beta 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 γ2：当該追加工事の現場管理費補正率</p> <p>(ハ) 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1) + B \times \gamma 1 - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>γ1：現工事の現場管理費補正率</p> <p>(ニ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times (\beta 1 + \gamma 3)) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>γ3：Dに相当する現場管理費補正率 ※、Cに対するγ1、γ3が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率とする。</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>4 一般管理費等の調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む) C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 α1：Dに相当する一般管理費等率 α2：Bに相当する現工事の一般管理費等率 β：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値 δ1：前払金支出割合による補正係数 ※現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 δ2：現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> | <p>3 現場管理費の調整計算の方法</p> <p>(1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種(それぞれ純工事費の大きい方の工種)の現場管理費率を適用する。</p> <p>(3) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事、当該追加工事とも補正がない場合</p> $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 γ1：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 γ2：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>(ロ) 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合</p> $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ <p>β1：現工事の現場管理費補正値</p> <p>(ハ) 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 β2：当該追加工事の現場管理費補正値</p> <p>(ニ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ <p>(ホ) 補正係数による補正がある場合 (イ)～(ハ)で利用しているβ1及びβ2に、補正係数乗算前後の差分を代入するものとする。 例) β1=補正値+(現場管理費率標準値×補正係数-現場管理費率標準値)</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>4 一般管理費等の調整計算の方法</p> <p>現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A \leq (B \times \alpha 1 \times \delta 2 + C \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む) C：当該追加工事の調整後の工事原価 α1：(B+C)に相当する一般管理費等率 α2：Bに相当する現工事の一般管理費等率 β：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値 δ1：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 δ2：現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> |
| | I-4-①-4 | I-4-①-4 |

入替

追加

削除

削除

平成27年12月訂正

平成27年度(10月30日以降適用) 土木積算基準〔1 一般土木〕第I編 総則 対照表

| 頁 | 訂正前 | 訂正後 |
|---|--|--|
| 第I編 総則 参考資料 第I編 第2章 ①直接工事費 資1-7 | <p>1-3 積算歩掛の採用順序について 積算歩掛の採用順序は、次の(1)～(3)の順とする。</p> <p>(1) 新潟市積算基準による。</p> <p>(2) 新潟市積算基準に掲載のないものは、新潟県土木部積算基準による。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の積算基準に示されていない工種、工法、又はこの積算基準によることが不適当な場合には、十分調査のうえ他官庁の基準、特殊法人や公益法人が作成する資料及び歩掛の見積によること。</p> <p>1-4 見積による歩掛決定方法</p> <p>(1) 見積徴収にあたっては、事前に他工事における最近の施工実績を調査する。</p> <p>(2) 見積徴収する場合は、施工形態、品質、数量及び期間、場所等のその現場における特定の条件を提示し、見積依頼を行う。</p> <p>(3) 見積は原則として3社以上から個別に徴収し、最低値を採用するものとする。ただし、この方法で決定した歩掛が著しく不都合な場合は、別途考慮するものとする。</p> <p>(4) 工事中は見積の整合性を確認するため施工実績を記録すること。</p> <p>(5) 歩掛の見積の取り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工、数量は3社以上の直接工事費ベースの見積とする。 ・見積のうち、市が設定している単価 土木工事等基礎単価表 物価資料等を利用した材料単価・労務単価・機械損料等) が含まれる場合は、市が設定している単価で再計算するものとする。 ・総額に対して最低値を採用する。 ・見積の比較は各社単位の総額とし、各社ごとの人工・数量の最低値を寄せ集める手法はとらない。 | <p>1-3 積算歩掛の採用順序について 積算歩掛の採用順序は、次の(1)～(4)の順とする。</p> <p>(1) 新潟市積算基準による。</p> <p>(2) 新潟市積算基準に掲載のないものは、新潟県土木部積算基準による。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の積算基準に示されていない工種、工法、又はこの積算基準によることが不適当な場合には、歩掛と現場との適合性等を確認のうえ他官庁の基準、公的又はそれに準ずる法人等(各種協会、委員会、研究会等)が作成した資料による。 (施工実績が少ない工法や新工法を採用する場合は、必要に応じて施工実績を記録すること)</p> <p>(4) 歩掛の見積による。</p> <p>1-4 見積による歩掛決定方法</p> <p>(1) 見積徴収にあたっては、事前に他工事における最近の施工実績を調査する。</p> <p>(2) 見積徴収する場合は、施工形態、品質、数量及び期間、場所等のその現場における特定の条件を提示し、見積依頼を行う。</p> <p>(3) 見積は原則として3社以上から個別に徴収し、最低値を採用するものとする。ただし、この方法で決定した歩掛が著しく不都合な場合は、別途考慮するものとする。</p> <p>(4) 工事中は見積の整合性を確認するため施工実績を記録すること。</p> <p>(5) 歩掛の見積の取り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工、数量は3社以上の直接工事費ベースの見積とする。 ・見積のうち、市が設定している単価(土木工事等設計単価表、物価資料等を利用した材料単価・労務単価・機械損料等) が含まれる場合は、市が設定している単価で再計算するものとする。 ・総額に対して最低値を採用する。 ・見積の比較は各社単位の総額とし、各社ごとの人工・数量の最低値を寄せ集める手法はとらない。 |